京 都 府 水 防 計 画 新 旧 対 照 表

令和6年度改定案

改定理由	頁	現行	Τ			
		第2章 用語の定義 1 用語の定義				
「計象標載年と図地画庁準例9のまな和定合の策な和定合	4	主な水防用語の定義は、次のとおりである。 (1) ~ (18) (略) (19) 氾濫する可能性のある水位 洪水予報区間内で最も早く越水する可能性のある水位をいう。 なお、個別対応区域は除いている。 ※ 個別対応区域とは、洪水予報区間内で、洪水予報を発表する基準水位に達していなくても、堤防が低いなどにより氾濫が発生し、かつ、その浸水範囲が限定的である区域をいう。 (20) 重要水防箇所 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。 (21) 洪水浸水想定区域(法第14条) 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。				
		第 4 章 水防組織と機構 ^{第 1 節 水防活動の組織}	4			
		1 災害警戒本部・災害警戒支部 (1) ~ (2) (略)				
組織改正に伴う課名の	10	(3) 2 号配備 災害警戒本部の体制				
変更		危機管理部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部				
		危機管理総務課 健康福祉 遺路計画課 災害対策課 農村振興課1 道路管理課 5				
		原子力防災課 総務課 森の保全推進課1 交通政策課 1 警備第一課 3 10 2				

河川課 砂防課

水環境対策課 1

11

消防保安課 10

第2章 用語の定義

改 定 案

1 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) ~ (18) (略)

(削除)

_______重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

<u>(20)</u> 洪水浸水想定区域(法第 14 条)

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

第 4 章 水防組織と機構

第1節 水防活動の組織

1 災害警戒本部・災害警戒支部

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 2号配備

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	ß	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 河川課 砂防課 下水道政策課	3 5 1 11 1	警備第一課 3

改定理由	頁		現 行	改 定 案				
		4 建設交通部各班	Hの事務分掌	4 建設交通部各班の事務分掌				
		班 名	事 務 分 掌	班名	事 務 分 掌			
		監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。	監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。			
			2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関すること。		2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関すること。			
		指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。	指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。			
		用 地 班	1 用地事務の指導に関すること。	用地班	1 用地事務の指導に関すること。			
			2 被災地における応急的な土地利用情報に関すること。		2 被災地における応急的な土地利用情報に関すること。			
		道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関すること。	道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関すること。			
			2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利		2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利			
			用者への情報提供に関すること。		用者への情報提供に関すること。			
			3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。		3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。			
			4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する		4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する			
			こと。		こと。			
			5 道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。		5 道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。			
			6 道路除雪対策に関すること。		6 道路除雪対策に関すること。			
			7 交通班との連絡に関すること。		7 交通班との連絡に関すること。			
			8 都市施設のうち道路の被害調査に関すること。		8 都市施設のうち道路の被害調査に関すること。			
		交通政策班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。	交通政策班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。			
		河川・砂防班	1 水防に関すること。	河川・砂防班	1 水防に関すること。			
			2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。		2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。			
			3 河川・砂防及び海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)関係施		3 河川・砂防及び海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)関係施			
			設の整備点検に関すること。		設の整備点検に関すること。			
			4 水防関係情報の把握及び通報に関すること。		4 水防関係情報の把握及び通報に関すること。			
			5 河川・砂防及び海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)の被害		5 河川・砂防及び海岸(国土交通省水管理・国土保全局所管)の被害			
			状況調査及び応急復旧に関すること。		状況調査及び応急復旧に関すること。			
			6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。		6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。			
			7 公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。		7 公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。			
			8 雨量水位観測施設等の運用に関すること。		8 雨量水位観測施設等の運用に関すること。			
			9 調整班及び農村振興班との連絡に関すること。		9 調整班及び農村振興班との連絡に関すること。			
			10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。		10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。			
			11 排水ポンプ車に関すること。		11 排水ポンプ車に関すること。			
		都市計画班	****		11 がホホンク単に関すること。 1 都市計画事務の指導に関すること。			
			2 公園等の施設の被害状況調査に関すること。		2 公園等の施設の被害状況調査に関すること。			
		建築指導班						
		2 采 11 等 5.	1 版外は七に内する塩土自身は八世七並織大阪機構及自身の指導に関すること。	在 采 拍 寺 址	1 版次は七に内 5 3 塩土口吸出人は一位			
			2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。		2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。			
			3 被災宅地危険度判定に関すること。		3 被災宅地危険度判定に関すること。			
			1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。		1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。			
組織改編に伴	14	公営企画班	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。	公営企業経営班	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。			
う班名の変更					2 飲料用水等の供給に関すること。			
		建設整備班						
		- 123 III 1/II	2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。		2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。			
う班名の変更		建設整備班		水道政策班	2 飲料用水等の供給に関すること。 1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。			

改定理由	頁								
組織改編に伴う班名の変更	14	水環境 港 湾 5 地方災 (略)	2 公共の 5 班 1 港湾區 検に區 2 港湾區	D汚水処理 関係施設及 関係施設と 関係施設限 急復旧に関 当 地方機	施設、市町 び海岸(国 。 び海岸(国 けること。	村の雨水 日土交通省 日土交通省	作水施設 <i>0</i> 港湾局所	雨水幹線に関す の被害状況調査に で)関係施設の で)の被害状況 で	関すること。
「地域防災計画への気象庁	40	1~3 (4 国土交	雨・洪水に関する予 略) 通省と気象庁とがま 準点(京都府関連)		う洪水予報				
施策の標準的 な記載例(令 和5年9月改 定)」との整合		水系名	河川名	基準点	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫する可能 性のある水位	計画高水位
を図るため		淀川	宇 治 川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	_
			淀 川	枚 方	4.50	5.40	5.50	<u>8.10</u>	6.36
			桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	<u>4.40</u>	5.06
			木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	<u>6.80</u>	9.01
			木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	<u>9.04</u>	10.50
		由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00		8.12
		5~8 (由良川・土師川 略)	福知山	4.00	5.00	5.90	<u>8.20</u>	7.74
		第2節 地 1 (略) 2 地震情 地震及 象庁地震 (1) 地震情	震及び津波に関する 報及び津波警報等 び津波に関する資料 火山部及び大阪管区 青報及び津波警報等 :情報及び津波警報等	斗や状況を 区気象台か の種類とP	ら発表され 内容	る。		び津波警報等」	は、気

	下水道政策班			1	流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。
				2	公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
7	港	湾	班	1	港湾関係施設及び海岸(国土交通省港湾局所管)関係施設の整備点
					検に関すること。
				2	港湾関係施設及び海岸(国土交通省港湾局所管)の被害状況調査及
					び応急復旧に関すること。

5 地方災害対策支部(水防担当地方機関)の事務

(略)

第 5 章 予報及び警報等

第1節 大雨・洪水に関する予警報等

 $1 \sim 3$ (略)

4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水予報基準点(京都府関連)

			氾濫	避難	氾濫		
水系名	河川名	基準点	注意	判断	危険		計画高水位
			水位	水位	水位		
淀川	宇 治 川	槇尾山	3.00	3.50	3.60		_
	淀 川	枚 方	4.50	5.40	5.50		6.36
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	(削除)	5.06
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00		9.01
	木津川上流	岩 倉	6.00	6.70	7.70		10.50
由良川	由良川	綾 部	3.50	5.00	6.00		8.12
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90		7.74

5~8 (略)

第2節 地震及び津波に関する予警報等

- 1 (略)
- 2 地震情報及び津波警報等

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

(1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容 地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。

改定理由	頁							
		地震情報 の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容	
		震度速報	・震度3以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した 地域名 (注 1) (全国を 188 地域に区分) と地震 の揺れの発現時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した 地域名(注 1)(全国を 188 地域に区分)と地震 の揺れの発現時刻を速報。	
		震源に関する情報		「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグ ニチュード)を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合 は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグ ニチュード)を発表。	
「地域防災 計画への気 象庁施策の 標準的な記 載例(令和5 年9月改 定)」との整	53	に関する情 報 注1 _(注)_	・震度 <u>3</u> 以上 ・津波警報・注意報発表または若干 の海面変動が予想 <u>される場合</u> ・緊急地震速報(警報) <u>を</u> 発表 <u>した</u> 場合	震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表。	震源・震度情報	・震度 <u>1</u>以上・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想<u>された時</u>	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した</u> <u>度を発表。それに加えて、</u> 震度3以上 <u>を観測した</u> 地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
合を図るため		各地の震度 に関する情報 主1 (注)	· 震度 1 以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。		(肖	川除)	
		長周期地震 動に関する 観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	長周期地震 動に関する 観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	
		推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方 ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報とし て発表。	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方 ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報とし て発表。	
			国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合			のいずれかを満たした場合等	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	
		その他の情報	.,.,. =	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が 多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数 情報等を発表	その他の情報	.,.,,	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が 多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数 情報等を発表	

改定理由	頁		現 行	改定案				
上記により	53	_(注) 気象庁防災情報 XML フォー	マット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関	関する	(削除)			
記載不要と		情報」はまとめた形の一つの	情報で発表している。					
なったため								
		情報の種類	発表内容		情報の種類	発表内容		
			各津波予報区(注 <u>2</u>)の津波の到達予想時刻や予想される津波			各津波予報区(注 <u>1</u>)の津波の到達予想時刻や予想される津波		
		波の高さに関する情報	の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」 という言葉で発表		波の高さに関する情報	の高さを5段階の数値 (メートル単位) 又は「巨大」や「高い」 という言葉で発表		
			主な地点(注3)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表		条地の満潮時刻・津波到達予相時	主な地点(注2)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表		
		刻に関する情報	工作地域(正0) 少阿彻内对(在100万度)心时对它几次		刻に関する情報	工作品が(江2) が同時的外(中域が対定)心的外で光数		
		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表		
		沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定		沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定		
			される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表			される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発 表		
		津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		
		 注1:京都府の地域は「京都府北	- 郊 - 及び「方教佐志郊」		(削除)			
		注1 · 京都府の地域は「京都府社 注2 : 京都府の津波予報区は「京			<u>(同味)</u> 注1:京都府の津波予報区は「京	京都府		
		注 <u>3</u> :京都府内の地点は「舞鶴」		注 <mark>2</mark> :京都府内の地点は「舞鶴」				
		(2) 情報の伝達基準			(2) 情報の伝達基準			
		京都地方気象台からの地震情	青報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。		京都地方気象台からの地震情	青報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。		
		ア 津波に関する情報は「京都	『府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。		ア 津波に関する情報は「京者	『府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。		
		イ 震源に関する情報は、近畿	2 府 7 県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、名	奈良県、	イ 震源に関する情報は、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、			
		和歌山県、徳島県)とその沿	岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について	、津波	和歌山県、徳島県)とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波			
		のおそれがないと判断できた	ことき。		のおそれがないと判断できたとき。 ウ <u>震源・震度情報</u> は、次のいずれかの地震を観測したとき。 (7) 京都府内で震度 1 以上			
 「地域防災	54	ウ 震源・震度に関する情報は	は、次のいずれかの地震を観測したとき。					
計画への気		(ア) 京都府内で震度 <mark>3</mark> 以上						
象庁施策の		(4) 近隣府県(大阪府、兵庫	県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県)で震	度5弱	(4) 近隣府県(大阪府、兵庫	· 県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県)で震度5弱		
標準的な記		以上			以上			
載例(令和5		(ウ) その他の府県で震度 6 弱	以上		(ウ) その他の府県で震度6弱	以上		
年9月改		エ 各地の震度に関する情報			(削除)			
定)」との整 合を図るた		- <u>- 京都府内で震度1以上の地</u>	震を観測したとき。		(IIII)			
b		オ 遠地地震の震源・震度に関]する情報		エ 遠地地震の震源・震度に関	引する情報		
		ー 外国で顕著な地震が発生し			ー			
		カ その他の情報			オ その他の情報			
		その他上記以外に防災上有	5効と認められるとき		その他上記以外に防災上を	5効レ認められスレき		
		C 0 IET HOW/ITCHIO	1 M C 10 M O A V O C C 0		(少)医工品外/自己的外工。	4 201 C DUO 2 D 4 D 0 C C 0		
		 (3) 情報の伝達			(3) 情報の伝達			
			青報及び津波警報等の伝達方法は、次による。		京都地方気象台が行う地震情	青報及び津波警報等の伝達方法は、次による。		

改定理由	頁		
「地域防災 計画への気 象庁施策の 標準的な記 載例(令和5 年9月改 定)」との整 合を図るた め	55	ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区気象台から発表される情報文に京都地方気象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。また「各地の震度に関する情報」については、京都府で震度1以上を観測した地点を伝達する。イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編(149頁)に定める。 第3節 情報等の伝達 (略)	ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区気象台から発表される情報文に京都地方気象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。また「震源・震度情報」については、京都府で震度1以上を観測した地点を伝達する。イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編(149頁)に定める。 第3節 情報等の伝達 (略)
		第 1 2 章 水防活動 第1節 水防体制 1~5 (略)	第 12章 水防活動 第1節 水防体制 1~5 (略)
正しい用語へ修正	67	6 ため池、田水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制 (1) 平時の巡視 ため池、田水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき(若しくは、その操作を必要とするとき)は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。 (2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。 (3) 出水時の監視 ため池、田水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。 (4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。 (略)	6 ため池、 <u>頭首工</u> 、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制 (1) 平時の巡視 ため池、 <u>頭首工</u> 、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき(若しくは、その操作を必要とするとき)は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。 (2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。 (3) 出水時の監視 ため池、 <u>頭首工</u> 、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。 (4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。 7 (略)
		第2節 水防管理団体の出動 (略) 第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告	第2節 水防管理団体の出動 (略) 第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告
		(略) 第4節 決壊等の通知 (略)	(略) 第4節 決壊等の通知 (略)

改定理由	頁		
		第 1 3 章 土砂災害対策	第 1 3 章 土 砂 災 害 対 策
		1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識 を高め非 常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災 害に関連する情 報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。 府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民か ら寄せら れたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。	常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災 害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。
「土砂災害 危険箇所に 関するの今 後の取扱い について」 (令和5年11 月10日)に	70	2 土砂災害警戒箇所点検マップ 平成 11 年度から全国的に実施していた土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査の結果を 取りまとめ、「土砂災害警戒箇所点検マップ」を更新し平成 15 年 5 月に公表した。 平成 16 年 6 月からは、京都府ホームページからも情報発信しており、今後ともより一層の周知に努める。 また、本マップにより市町村のハザードマップづくりを支援するとともに、府民に対しては身の周りにある「土砂災害に警戒を要する箇所」を知ってもらい土砂災害に関する知識を高め「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてもらうよう啓発する。	(削除)
伴う修正		3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想され る箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施 策を推進する。 なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット(京都府ホームページ)に掲載する。 (資料)土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 436 頁 4 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (1) 目的 (略)	2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
「土砂災所の 後すの で で で で の で の で の で の の の の の の の の の		(2) 発表基準	(2) 発表基準
		(3) ~ (5) (略)	(3)~(5) (暗)

改定理由 頁 第 1 4 章 道路防災対策 第 1 4 章 道路防災対策 第1節 交通規制に関する計画 第1節 交通規制に関する計画 (略) (略) 第2節 異常気象時における道路通行規制要領 第2節 異常気象時における道路通行規制要領 1 京都府管理道路における規制要領 1 京都府管理道路における規制要領 (1) (略) (1) (略) 令和6年度道 76 (2) 通行規制区間及び基準 (2) 通行規制区間及び基準 今和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 路通行規制基 準へ差し替え 規 制 区 間 規制 基準 前 年 度 通行止実績 交通量 規制基準値(mm) 交通量 規制基準値(mm) 通行止実績 路 線 名 郡市 町村字 延長 通行注意通行 危険内容 迂 回 路 道路交通 通行注意通行 止 危険内容 迂 回 路 道路交通 気象等観測所 気象等観測所 時間雨量時間雨量連続雨量 務所名 至 郡市 (km) 台/日 延時間 度 遮断装置 台/日 務所名 至 郡市 町村字 ター 回数 延時間 年度 遮断装置 時間雨量時間雨量 交通観測。 南丹市美山町深見 (府) 佐々江下中 (府) 園部平屋 弓削テレメーター(河) 1, 262 ~京都市境 (深見峠) ~京都市境 (深見峠) 1箇所 1 箇所 (府) 綾部宮島 府)綾部宮島 15 波斯装置 1 6 2 号 750 盛郷テレメーター(河 0.0 1 6 2 号 盛郷テレメーター(河 0.0 遮断装置 ~福井県境 (堀越峠) 木津テレメーター(河 (山城南土木事務所) 45 遮斯装置 1 6 3 号 13,695 0.0 13, 69 1 6 3 号 0.0 45 遮断装置 山城南 (山城南土木事務所) 砂 崩 落 (府) 奈良加茂 2箇所 (府) 奈良加茂 1 6 3 号 10, 492 なし 0.0 10, 49 0.0 2箇所 7,042 遊斯装置 1 7 8 号 (府) 舞鶴宮津 0.0 1 7 8 号 7,042 西神崎テレメーター(河) (府) 舞鶴宮津 0.0 遮斯装置 ~栗田 (奈具海岸) 落 石 (府) 中波見里波見 土 砂 崩 落 (府) 下世屋本庄 路 肩 欠 擦 (府) 奥波見岩ケ鼻 11400 遮斯装置 1 7 8 号 0.0 3, 244 0.0 (府)下世屋本庄 (府)奥波見岩ケ鼻 ~宫津市長江 ~宫津市長江 遮断装置 与謝郡伊根町長征 与謝郡伊根町長延 2, 439 2, 439 0.0 2 箇所 2 箇所 京丹後市久美浜町坂井 (国) 178号 (府)網野峰山 入姜浜テレメーター(河) 3 1 2 号 7, 662 0.0 45 送斯装置 3 1 2 号 7, 663 久姜浜テレメーター(河) 府)網野峰山 波斯达爾 (国) 482号 (府) 綾部大江宮津 (国) 176号 ○加報 、。 官津市字喜多 (官津与謝道路) 宮津市字喜多 (宮津与謝道路) 〜宮津市字須津 0.0 H22 遮斯装置 3 1 2 号 6,038 3 1 2 号 丹後 6, 038 0.0 連続110mmと組合 3 1 2 号 0.0 H29 遮斯装置 0.0 《野田川大宮廷 ~京丹後市大宮町森本 亀岡市西別院町 ~ 京丹後市大宮町森本 1箇所 (府) 茨木亀岡 (府) 柚原向日 45 遮斯装置 545 遮断装置 4 2 3 号 3,660 0.0 4 2 3 号 3,660 (府) 柚原向日 0.0 砂 崩 落 (府) 東掛小林
石 (国) 9号,162
(府) 園部平屋
砂 崩 落 (府) 佐々江下中 (旧亀岡土木事務所) (旧亀岡土木事務所) (国) 9号,16
(府) 國部平屋 4 7 7 号 S45 遮斯装置 4 7 7 号 南 丹 409 0.0 0.0 ~京都市右京区嵯峨越畑 ~ 京都市右京区嵯峨越畑 (府) 佐々江下中 4 7 7 号 南 丹 南丹市八木町神吉~京都市境 (小畑峠) 4 7 7 号 南 丹 南丹市八木町神吉~京都市境 540 神吉テレメーター(河) 土 砂 崩 なし 0.0 S52 遮斯装置 S52 遮斯装置 神吉テレメーター(河) なし 0.0 遮断装置 0.0 遮断装置 囯 13区間 0.0 国 道 計 13 区間 道 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を

改定理由	頁																								
令和6年度道	77						15年度早	星堂与象時通	新行規制区間及び道路通行	規制基準	Ė						4	↑和6年度	5異常気象時通行規制[文間及び道路通行	- 日期				
路通行規制基		道路	種別 主 要	地方	道 規制 区間	,	H27センサス)		制基準	VI.III 245-4	-	AAAA AAAA	京都 府(2/4)	道路	各種別 主 要	地方道規制区		(H27センキス)	規 制		1 24.101245	www		京都府	
準へ差し替え		図面		担当事			交通量	規制基準値	E (mm)		and	道路 道路	通行止実績 指定 備 考	図面		担当事		交通量	規制基準値(mm)	- 中			道路 道路		指定 備 考
		対照番号	路 線 名	務所名	自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		行注意通 間雨量時		危険内容	迂 回 路		道路交通 回数 延時間 年度 遮断装置	対照番号	路 線 名	自 郡市 町村字 務所名 至 郡市 町村字			通 行 注 意 通 行 時 間 雨 量 時 間 雨	业 気象等観測所 量	危険内容	迂回路		回数 延時間	道路交通 年度 遮斯装置
		(2 号)		与謝郡与謝野町岩屋			統雨量連	a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	落 不			交通観測点	((2 号) 与谢郡与謝野町岩屋	-		連統雨量連統雨		落 石				交通観測点
		18 宮	津 養 父 ;) (株)	~兵庫県境(岩屋峠)	1.5	2, 391	80	滝テレメーター (河) 120	土砂崩岩	(府) 加悦但東	B-2 0	1 8.0 S45 40130 進斯装置 2箇所	18 宮	津 養 父		1.5	2,391	80 12	滝テレメーター(河) 0	土砂崩落	(府) 加悦但東	B-2 0	1 8.0	遮断装置 2 箇所
		19 大	3 号) 津南郷宇治;	山城北線	宇治市槙島町六石山 ~滋賀県境	9.4	1, 904	80	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 120 荒木テレメーター(河)	落 石土砂崩岩	(国) 2 4 号 (国) 3 0 7 号 (府) 宇治田原大石東	A-1 B-1 0	40150 1 5.3 S45 遮断装置 1 箇所	19 (大	(3 号 : 津南郷宇治	字治市槙島町六石山 山城北 総 ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9.4	1,904	80 12	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 0 荒木テレメーター(河)		(国) 2 4 号 (国) 3 0 7 号 (府) 宇治田原大石東	A-1 B-1 0	1 5.:	40150 3 S45 遮斯装置 1 箇所
		20 (4 号]	山城南	相楽郡笠置町南笠置 ~奈良県境	2.0	690	100	笠置テレメーター(河)	落 石土砂崩岩	(府) 奈良笠置 (国) 369号	B-2 0	0 0.0 S49 遮断装置 2 箇所	20 年	(4 号) 相楽都笠置町南笠置 山城南 ~奈良県境	2.0	690	100 15	笠置テレメーター(河)		(府) 奈良笠置	B-2 0	0 0.	40180 0 S49 遮斯装置 2 箇所
		21	5 号)	山城南	相楽郡和東町原山 ~滋賀県境	12.0	1, 715	100	湯船テレメーター(河)	落 7 + 孙 尚 #	なし	B-2 0	0 0.0 S45 遮斯装置 2 箇所	21	(5 号) 相楽都和東町原山 山城南 ~滋賀県境	12. 0	1,715	100 15	湯船テレメーター(河)	落 石	なし	B-2 0	0 0.	40200 0 S45 遮斯装置 2 箇所
		22	5 号)	山城南	木津川市加茂町井平尾	3.5	5, 860		恭仁大橋テレメーター(河) 150 三上山テレメーター(河)		(府) 宇治木屋	B-2 0	0 0.0 S49 遮斯装置	22	(5 号) 木津川市加茂町井平尾 山城南	3.5	5,860		** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		(府) 宇治木屋	B-2 0	0 0.	40190 0 S49 遮斯装置 2 箇所
		23		中丹西	~相楽郡和東町長井 福知山市大江町毛原	9.2	2, 050	100	大江山テレメーター(河)		(国) 176号 (国) 175号	A-1 B-2 0	2 箇所 40380 0 0.0 S49 遮斯装置	23	* 津 信 楽 (9 号) 中丹西福知山市大江町毛原	9. 2	2,050	100 15	大江山テレメーター(河)		(国) 176号 (国) 175号	A-1 B-2 0	0 0.	40380 0 S49 遮断装置
		· 綾 (24	部大江宮津		~宮津市岩戸 (普甲峠) 京丹後市久美浜町須地	1.5	2, 340	100	150 岩戸テレメーター(河) 久美浜テレメーター(河)		(国) 178号 (国) 178号	B-1 0	2 箇所 40510 0 0.0 S45 虐断装置	- 綾 24	(1 1 号 (1 1 号	線 丹 後 ~ 宮津市岩戸(普甲峠) 京丹後市久美浜町須地 丹 後	1.5	2,340	100 15	8 岩戸テレメーター(河)久美浜テレメーター(河)	落 石土砂崩落		B-1 0	0 0.	
		香 (25	美 久 美 浜 i 5 9 号]	~	~兵庫県境 (三原峠) 船井郡京丹波町角	2.4	109	100	150 和知川橋テレメーター(河)	路 屑 欠 排	(国) 2 7 号	A-2 B-1 0	1 箇所 41750 0 0.0 H6 遮斯装置	香 (25	5	線 ~ 兵庫県境 (三原峠)) 船井郡京丹波町角南 丹	2. 4	109	100 15	0 和知川橋テレメーター(河)	路 肩 欠 壊	(国) 2 7 号	A-2 B-1 0	0 0.0	1 箇所 41750 0 H6 遮斯装置
		市 (島 和 知 i	南丹	~才原 南丹市園部町船岡	3.0	7, 831	100	150 殿田テレメーター(河)	落 7	(国) 9号	A-2	2 箇所 40710 0 0.0 S45 遮斯装置	市 (i 島 和 知 (1 9 号	線 ~才原) 南丹市園部町船岡 南 丹	3.0		100 15	0 殿田テレメーター(河)	落 石	(国) 9号	A-2		2 箇所 40710 0 S45 遮斯装置
		(()	部 平 屋 : 2 1 号)	線 一	~日吉町殿田			100	150	土 砂 崩 着	(府) 田井中田	B 2	2 箇所 40790 0 0.0 S45 遮斯装置	國 (部 平 屋 (2 1 号	線 ~日吉町殿田)	3. 5		100 15	0		(府) 日吉京丹波 (府) 田井中田	Bal o		2 箇所 40790
		舞 (鶴野原港高浜	ト	舞鶴市小橋~野原 南丹市美山町田歌	3.5	897	100		路 肩 欠 排落 不	(市) 野原大山 (国) 162号	B-3 0 C-4	2 箇所 41220	21 無	(3 8 号	中丹東 舞鶴市小橋~野原 線			100 12	空山テレメーター(河) 0 佐々里テレメーター(河)	路 肩 欠 壊 落 石	(市) 野原大山 (国) 162号	C-4		2 箇所 41220
		28 京 (都 広 河 原 美 山 3	iiiofooooooooo	~京都市境 (佐々里峠) 船井郡京丹波町下栗野	15.3	41	80	150 田歌テレメーター(河)	落 7	(国) 477号	B-2 0 C-1	0 0.0 S49 遮斯装置 1 箇所 41470		(都 広 河 原 美 山 (5 1 号	線 へ京都市境(佐々里峠)船井郡京丹波町下栗野	15. 3		80 15	0 田歌テレメーター(河)	落 石		B-2 0 C-1	0 0.0	1 箇所 41470
		30 舞	鶴 和 知 i	南 丹	~下乙見 舞鶴市行永	2.0	927	130	細谷テレメーター (河) 150 舞鶴テレメーター (河)	路肩欠損	Ę	B-2 0 A-1	0 0.0 S45 定断装置 2 箇所 41440	30 舞	6 4 4 4 4 5 4 5 1 5 1 5 5 1 5 5 1 5 5 1 5 5 6 5 6 6 6 6	南 丹 ペード 八 ペード 八 ペード 八 ペード 八 ペード 八 ペード ペード	2.0	927	130 15	細谷テレメーター(河) 0 舞鶴テレメーター(河)	路肩欠壊		B-2 0 A-1	0 0.	0 S45 遮断装置 2 箇所 41440
		31 舞	鶴和知	中丹東	~綾部市水梨 (菅坂峠)	10.0	911	120	(旧舞鶴土木事務所) 150 八津合テレメーター(河)	路 肩 欠 制	(府)小浜綾部 対象雨量は過去48時間の連絡	B-4 0 C-1 乾降雨量を示す。	0 0.0 S49 遮断装置 3 箇所	31 舞	鶴 和 知	中丹東 ~綾部市水梨 (菅坂峠)	7.1	911	140_	(旧舞鶴土木事務所) (日舞鶴土木事務所) (日舞鶴土木事務所)	路 肩 欠 壊	(府)小浜綾部 象雨量は過去48時間の連続	B-4 0 C-1 党降雨量を示す。	0 0.0	0 S49 遮断装置 3 箇所
											量4時間以内の中断は過		側式をCとして計上する。									······4 時間以内の中断は連		細さたにトレて料ト	:する。
										追路情報	板で円宝式をA、手馴以外の	知例がその、丁州・小田	2010 - 0 0 121 227 02								道路情報相	[で門型式をA、手動以外の]	路側式をB、手動の質	MAGGGCCCCI	
										坦路情報	依 い口至れを4、手類以外の	HINDYCLD, TROVAL									道路情報机	(で門堅式をA、手聊以外の)	路側式をB、手動の貨	MARCCOCHI	
令和6年度道	78					令和	5年度星	星常気象時道	新行規制区間及び道路通行			HIROTEL THOUSE					令	↑和 6 年度	"異常気象時通行規制[8	工間及び道路通行		で門室丸を私、手動以外の)	路側式をB、手腕の貨	BONGOCOGIL	
令和6年度道路通行規制基	78	道路	種別 主 要	地方									京 都 府(3/4)	道路	· 養別 主要	1 1		5				て門望れを名、手動以外の)		京都府	(3/4)
		図面		地 方 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	規 制 区 間	(i	H27センサス) 交通量	規制基準値	制 基 準	規制基準	<u>#</u>	道路	京 都 府 (3/4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考	図面		規制 区担当事	岡	(H27センテス) 交通量	規制 基準値(mm)	些 準	「規制基準		道路 道路	京都府前年度	指定備考
路通行規制基		図面	種別 主 要	担当事		(i 延長	H27センチス) 交通量 通	規制基準値 行注 意通	制 基 準	規制基準		道路 道路 情報 モニ	京 都 府 (3/4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考	図面対照	8種別 主 要 路 線 名	1 1	間延長	(H27センサス) 交通量 台/日	規制基準値(mm) 通行注意通行 時間雨量時間雨	生 準		で円登入をA、手腕以外の) 活 回 路	道路 道路 活车二	京都府前年度通行止実績	
路通行規制基		図面	路線名	担当事務所名	規 制 区 間 自 都市 町村字 至 都市 町村字	(i 延長	H27センザス) 交通量	規制基準値 行注 意通	制 基 準 i (m) i 行 止 i 間 雨 量 i 統 雨 量	規制 基準 危険内容	迁 回 路	道路 情報 板 ター	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通 近断装置 欠通 機削点	面 縣 号	路 線 名	規 制 区担当事 自 都市 町村字 務所名 至 都市 町村字	間延長	(H27センサス) 交通量 台/日	規制基準値(mm)通行注意通行	生 库	万規制基準 危險內容	迂 回 路	道路 道路 活车二	京都府前年度通行止実績	指定 備 考 道路交通 年度 遮斯装置 交通觀測点
路通行規制基		図面	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 ;	担当事務所名	規制区間 自都市 町村字至 都市 町村字 報答都字治田原町郷ノロース底に(育得橋)	延長 (km)	H27センザス) 交通量	規制基準値行注意通問關量時	割 基 準 (m)	提制基準 危険内容 落 る ま 土 砂 崩 ま	近 回 路 5 (国) 3 0 7 号 5 (国) 2 4 号	道路 道路 情報 モニ	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通 和	図面 対照番号	路 線 名 6 2 号 治 木 屋	規制区 担当事 自 都市 町村字 務所名 至 都市 町村字 (根書都宇治田原町郷ノロ (成書都宇治田原町郷ノロ (成書 本書)	間延長	(H27センギス) 交通量 台/日	規制基準値(mm) 通行注度通行 時間雨量時間雨 連統雨量達統雨	生 準 気象等観測所量量 宇治テレメーター(河) 煮木テレメーター(河)	規制基準	迂 回 路	道路 道路 活车二	京都府 前年度通行止実績回数 延時間	指定 備 考 道路交通 年度 遮断装置 交通觀測点 41760 3 S45 遮断装置 1 箇所
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 (字	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 ; 6 2 号) 治 木 屋 ;	担当事務所名	規制 区 同 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 経路郡宇治田原町郡ノロ ~ 萬尾 (音移植) 相来郡和東町木屋 ~ 相田 (木屋峠)	(im) (im) (im) (im) (im) (im) (im) (im)	H27センチス) 交通量 台/日 時連	規制基準値行注意通問關量時	制 基 準 E(m) i 行 止 : 間 雨 量 「 統 雨 量 「 中治テレメーター(河) (旧字治士木事務所) 数化大嶋テレメーター(河) 数化大嶋テレメーター(河)	提制基準 危険内容 落 主	至	道路 情報 板 夕一	京都府(3/4) 前年度 通行止実績 指定 信 考 追路交通 日数 延時間 年度 遮断装置 1 1 5.3 545 逐新装置 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	図面 対照 番号 (33 字(34 字)	路 線 名 6 2 号 治 木 屋 6 2 号 治 木 屋	規 制 区 担当事 自 都市 町村字 務所名 至 都市 町村字 (本)	版 延長 (km)	(H27センザス) 交通量 台/日 6,040	規制基準値(皿)通行注度通行。	版 準 気象等観測所 量 気象等観測所 (旧字治士本事務所))	### ### ### ### ### ### #############	迁 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽	道路 情報 板 夕一 A-3	京 都 府 市 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5	指定 備 考 道路交通 年度 遮斯装置 交通報測点 41760 垄断装置 41790 218所表置 41790 218所表置 218所表置
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 (字	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 ; 6 2 号)	担当事 務所名 山城 市 山城 南 西	規制区間 日都市町村字 至都市町村字 級喜郡宇治田原町郷ノロ 〜高尾(育特橋) 相楽郡郡東町木屋 〜旭田(木屋岭) 福知山市大江町天田内	(im) (im) (im) (im) (im) (im) (im) (im)	H27センザス) 交通量 適時 6,040	規制基準 通 面面 量 統 雨 量 率	制 基 準 (m) i 行 止 i 同 雨 量 「総 雨 量 「宇治テレメーター(河) (旧宇治士本事務所) 120 旅木テレメーター(河) 恋仁大藤テレメーター(河) 大雲橋テレメーター(河)	提制 基本	任 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号	道路 道路 モニ 板 ター A-3 B-2 0	京 都 府 (3/4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通 U財 延時間 年度 透断装置 15.3 S45 返断装置 1 1 5.3 S45 返 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	図面 対照 番号 (33 字 (34 字 (35)	路 線 名 6 2 号 治 木 屋 6 2 号	規制 区 担当事 自 都市 町村字 務所名 至 都市 町村字 山城北	間 延長 (km)	(H27セ/ギス) 交通量 台/日 6,040	規制基準値(m) 通行注度通行 時間雨量時間雨 連統雨量率統雨:	生 準 気象等観測所 量 気象等観測所 は日字治士木事務所) の 荒木テレメーター(河) 参仁大様テレメーター(河)	提制 基準 危險內容	迂 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号	道路 情報 板 ター A-3 B-2 0	京都 府 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5	指定 備 考 道路交通 年度 垄断装置 交通報測点 41760 3 S45 垄断装置 1箇所 41790 S49 垄断装置 5 S49 垄断装置
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 (字	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 i 6 2 号 i 治 木 屋 i 6 3 号 i 東 大 江 i 6 5 号 i	担当事 務所 化 城 南 西 山 城 南 西 北	規制 区 同 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 経路郡宇治田原町郡ノロ ~ 萬尾 (音移植) 相来郡和東町木屋 ~ 相田 (木屋峠)	延長 (km) 2.3 2.0	#27セッキス) 交通量 通台 分日 時 連 6,040	規制 基 準 值 通时 計	制 基 準 E(m) i 行 止 i 同 雨 量 (旧字治士本事務所) 200 数末テレメーター(例) 数に大幅テレメーター(例) 大雲橋テレメーター(例) 大雲橋テレメーター(例) 大雲橋テレメーター(例) 大雲橋テレメーター(例) 素船テレメーター(例) 高船テレメーター(例)	現	(国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信業 (国) 176号 (国) 176号	道路 道路 情報 モニ 板 ター A-3 B-2 0 A-1	京都府(3/4) 前年度 通行止実績 指定 備 考通 道路交通 2 断族置 1 5.3 S45 遮断族置 0 0.0 S49 遮断装置 1 1.5 S56 遮断 41850 2 箇所 41850 2 箇所 41900 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	図面 対照 番号 33 空 (34 空 35 山	路 線 名 6 2 号 6 2 号 6 2 号 6 3 号 東 大 正 号 6 5 号	規 制 区 担当事 自 都市 町村字 落所名 至 都市 町村字 (株)	原 延長 (km)	(H27セ/木) 交通量 台/日 6,040 1,137	規制基準値(m) 通行注度通行 時間雨量時間雨 達統雨量 被雨:	性 準 気象等観測所 量	提制 基准 危險內容 在 遊	迂 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号	道路 道路 情報 モニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 A-1 B-2 0	京都 府 中度通行止実績 回数 延時間 1 5.3 0 0.6	指定 備 考 道路交通 年度 連斯装置 2 無
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 (34 字 (35 山 (36 生	路 線 名 6 2 号) 6 2 号) 6 2 号) 6 3 号) 東 大 江 1 6 5 号) 駒 井 手 7 5 号)	担当務所名 地域、中央地域、中央地域、中央地域、大学、中央地域、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	規制区同 自都市町村字 至都市町村字 不高尾(育移橋) 相楽都和東町木屋 一种田(木屋岭) 福知山市大江町天田内 一編知山市大江町天田内 京田辺市打田 京丹後市弥楽町中山	延長 (km) 2.3 2.0	#27セチス) 交通量 通時 を6,040 1,137	規制基準 達 通 時 章 議 前 量 法 統 雨 量 法	割 基 準	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	近回 路 (国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (国) 178号	道路 道路 情報 モニ 板 ター A-3 B-2 0 A-1	京都府(3/4) 前年度 通行止実績 指定 備 考 道路交通 任	図面 対照 参号 33 字 (34 字 35 山 36 生	路 線 名 6 2 号 治 4 星 6 3 号 東 大 江	規 制 区 担当事 自 都市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	題 延長 (km) 2.3 2.0	(H27セ/fx) 交通量 台/日 6,040 1,137 64	規制	生 準 気象等観測所 量 字治テレメーター(河) (旧字治土木事務所)) 荒木テレメーター(河) 赤仁大様テレメーター(河) 大雲橋テレメーター(河)) 下野条テレメーター(河)	在	迂回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 未津信業 (国) 175号 (国) 176号 (所) 生駒精業 (国) 178号	道路 情報 左二 夕一 A-3 B-2 0 A-1 B-2 0 B-2	京都 府 印 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.3 0 0.6	指定 偏 考 道路交通 年度 連斯装置 2 通额点 41760 2 549 連斯装置 1 简所 41850 2 556 2 直所 41900 5 49 2 6
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 (34 字 (35 山 (36 生 (37 近 (38)	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 6 2 号) 治 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号	担当事 名	規制区同 部市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 総務部字治田原町郷ノロ 一高麗(育特橋) 一福麗郡東市木屋 一地田 (大屋岭) 福知山市大江町天田内 一編知山市大江町天田内 一編知山市村田 京丹後市弥栄町中山 一中建 長岡京市東藤印寺	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3	#27セ/ キス) 交通量 通時 達 6,040 1,137 64 1,226	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	制 基 準 (m) (在	(国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (同) 175号 (国) 176号 (同) 178号 (国) 178号 (国) 482号	道路 道路 情報 チェニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0	京都府(3/4) 前年度 描定 偏 考 通行止実績 指定 偏 考 通路交通 41760 1 5.3 S45 連斯装置 1 箇所 1 1.5 S56 連斯装置 2 箇所 41900	図面 対照 番号 33 字 (34 字 55 山 36 生 (37 系 (38)	路 線 名 6 2 号 治 本 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号	規制区 担当事 自 都市 町村字 商所名 至 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3	(H27セ/tx) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨 達 統 雨量 連 統 雨	世 章	提制基準 危候內容 石 落石 落石 高石 高石 高	注 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (图) 176号 (府) 生駒精華 (国) 178号 (国) 482号 (国) 171号	道路 情報 左二 夕一 A-3 B-2 0 A-1 B-2 0 B-2	京都 府 印 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.3 0 0.6 0 0.6 0 0.6	指定 偏 考 道路交通 年度 定断装置 2 通期点 41760 2 新装置 1 1850 2 三 1850 2 2 三 1850 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 35 山 (36 生 37 底 38 伏	6 2 号 治 木 屋 6 2 号 治 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 期 井 手 月 後	担当事	規制区問 自都市町村字 至都市町村字 不高尾(育存橋) 一名尾(育存橋) 一名尾(育存橋) 一名成成(有定町木屋 一相田(木屋) 一名田山市大江町天田内 一名四山市天座 京田辺市打田 京丹後市弥栄町中山 一中津	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3	#27セ/+X) 交通量 過時 連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制基準 達 通 時 章 議 前 量 法 統 雨 量 法	制 基 準 E(m) i 行 止 i 同 雨 量 (被 雨 量	在	(国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (同) 175号 (国) 176号 (同) 178号 (国) 178号 (国) 482号	道路 道路 年二 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-1 0 B-3 0	京都府(3/4) 前年度 通行止実績 指定 備 考通 道路灰置 1 5.3 S45 產期疾置 1 5.3 S45 產期疾置 0 0.0 S49 產所疾置 2 臨所 41850 2 臨所 41850 2 臨所 41850 2 臨所 2 臨所 2 臨所 41850 2 臨所 2 臨所 5 8 2 8 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	図面 対理 番号 33 (34 字 35 <u>u</u> 36 生 (37 <u>悉</u> (38 伏	路 線 名 6 2 号 服号 6 3 年 5 5 号 期 7 5 号 升 後	規制 区 担当事 自 都市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 都市 町村字 本 部市 町村字 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3	(H27セ/tx) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨 達 統 雨量 連 統 雨	世 章 章 章 報測所量 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	提出 一	注 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (图) 176号 (府) 生駒精華 (国) 178号 (国) 482号 (国) 171号	道路 情報 女— A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0	京都 府 前 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5 0 0.6 1 1.5 0 0.6	指定 備 考 道路交通 年度 連斯装置 2 重新装置 41760 2 549 連斯装置 41850 5 556 2 斯装置 41850 5 556 2 斯装置 2 箇所 41900 5 49 2 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 35 山 (35 山 36 生 37 新 38 伏 (39 上	路線名 62号 治本屋 62号 治本屋 63号 東大江 65号 駒井手 75号 丹後 79号 見柳谷高槻	担当事 務所名 北 山城 南 中丹 北 後 副 山城 南 平 丹 北 後 山城 南	規制区同 部市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 総路部宇治田原町郷ノロ 一施尾(育持橋) 相楽都和東町木屋 一加田(木屋崎) 福知山市大江町天田内 一編如山市大江町天田内 一編如山市大江町天田内 一編四山市大田 京丹後市弥栄町中山 一中建 長岡浜市東美術印寺 一大阪村城	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セナス) 交通量 着台/日 時連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277 222	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	制 基 準 (m) (m	在	(国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信業 (同) 175号 (国) 176号 (府) 生物精華 (国) 178号 (国) 178号 (国) 171号	道路 道路 イモー板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-3 0 B-2 0	京都府(3/4) 前年度 通行止実績 指定 偏 考 通路交通 41760	図面 対照 番号 33 字 34 字 35 山 (35 山 (37 <u>年</u> (37 <u>年</u> (38 (38 (38 (38) (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (3 (路 総 名 名 名 名 名 名 2 本 2 本 2 2 本 3 3 7 5 5 6 6 8 7 5 7 5 7 5 8 7 7 5 8 7 7 7 7 8 7 7 7 7	規制区 担当事 自 都市 町村字 部市 町村字 部市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 都市 町村字 本 経春部字治田原町郷/口 本 高屋(斉持橋) 和来都和東町木屋 藤 山城南 〜 福知山市大江町プ田内 東 田辺市打田	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨 達 統 雨量 連 統 雨	世 歴 世	提出	迂 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (所) 生駒精華 (国) 178号 (国) 482号 (国) 171号 (所) 月ケ瀬今山	道路 情報 女— A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0	京都 府 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5 0 0.6 0	指定 偏 考 道路交通
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 (35 山 36 生 (大 (大 39 上 47 日	路 線 名 6 2 号) h 木 屋 6 2 号) h 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号 見 柳 名 高 楓 8 2 号 8 0 号 8 0 号 8 0 号	担当事 名	規制区同 部市 町村字 至 都市 町村字 至 都市 町村字 在 都市 町村字 経路都宇治田原町郷ノロ 一高尾 (育存物、 福知山市大江町天田内 一編知山市天座 原田辺市打田 京丹俊市弥栄町中山 一中津 長岡京布野姫 相来都郷 一本の尾 発酵の収費 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の下	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セ/+X) 交通量 過時 連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	割 基 準	在	近回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (国) 175号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 178号	道路 道路 情報 モニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-11 A-11 0 B-2 0 A-11	京都府(3/4) 前年度 通行止実績指定	図面 対照	路 線 名 6 2 号 治 4 是 6 2 号 治 5 是 6 3 可 東 6 5 号 東 7 5 号 丹 9 号 見 8 2 山 野 蔣 前 0 号 吉 京 丹 波	規制区 担当事 自 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨量 終雨 量 統 雨量 120 155 150 200 100 151 150 150	生 準	提出	迂 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (所) 生駒精華 (国) 178号 (国) 482号 (国) 171号 (所) 月ケ瀬今山	道路 情報 女— A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0	京都 府 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5	指定 偏 考 道路交通 建断装置 2 通规测点 41760 2 新装置 1 1850 2 三 1850 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 (35 山 36 生 (大 (大 39 上 47 日	路 線 名 6 2 号) 治 木 屋 ; 6 2 号 ; 治 木 屋 ; 6 3 号 ; 市 大 頂 ; 6 5 号 ; 駒 井 号 ; 7 5 号 ; ア 5 号 ; 7 9 号 ;	担当事 名	規制 区 同 自 郡市 町村字 郡市 町村 川 (在屋崎) 福知山市大江町天田内 一福知山市大江町天田内 一福知山市村田 京丹後市弥栄町中山 一中建 長岡沢市東海市中 一大阪村姫 和井郡京丹波町長野	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セナス) 交通量 着台/日 時連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277 222	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	割 基 準	生	(国) 3 0 7 号	道路 道路 道路 ボニー 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-3 0 CP A-11 B-38 C C-5 CP A-11 B-38 C C	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 福 考通 道路 英通	図面 対照	路 線 名 6 2 号 6 2 号 6 2 号 6 3 号 東 大 江 6 5 号 例 井 手 7 5 号 月 後 7 9 号 見 柳 谷 高 号 野 南 山 号	規制区 担当事 自 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨量 終雨 量 統 雨量 120 155 150 200 100 151 150 150	世 歴 世	推 一	迂 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (府) 生駒精華 (国) 178号 (国) 178号 (国) 171号 (府) 月ケ瀬今山 (国) 27号	道路 道路 情報 モニー板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-1 0 B-3 0 CG C-6 CG C-6 CG C-6 CG C-6 CG C-7 CG	京都 府 年 度 通行止実績 回数 延時間 1 5.5 0 0.6 0	指定 偏 考 道路交通 建断装置 2 通规测点 41760 2 新装置 1 1850 2 三 1850 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 (35 山 36 生 (大 (大 39 上 47 日	路 線 名 6 2 号) h 木 屋 6 2 号) h 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号 見 柳 名 高 楓 8 2 号 8 0 号 8 0 号 8 0 号	担当事 名	規制区同 部市 町村字 至 都市 町村字 至 都市 町村字 在 都市 町村字 経路都宇治田原町郷ノロ 一高尾 (育存物、 福知山市大江町天田内 一編知山市天座 原田辺市打田 京丹俊市弥栄町中山 一中津 長岡京布野姫 相来都郷 一本の尾 発酵の収費 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の下	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セナス) 交通量 着台/日 時連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277 222	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	割 基 準	在	(国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (同) 176号 (国) 176号 (国) 176号 (国) 178号 (国) 178号 (国) 171号 (国) 171号	道路 道路 モニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-11 B-38 0 C-6 ホーカー ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通	図面 対照	路 線 名 6 2 号 治 4 是 6 2 号 治 5 是 6 3 可 東 6 5 号 東 7 5 号 丹 9 号 見 8 2 山 野 蔣 前 0 号 吉 京 丹 波	規制区 担当事 自 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨量 終雨 量 統 雨量 120 155 150 200 100 151 150 150	世 歴 世	在	迂回路 (国)307号 (国)24号 (所) 木津信楽 (国)175号 (国)176号 (所)生駒精華 (国)178号 (国)482号 (国)171号 (所)月ケ瀬今山 (国)27号	道路 道路 ボモニ ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-1 B-3 0 B-2 0 C-6	京都 府	指定 偏 考 道路交通 年度 建断装置 2 篇频
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 (35 山 36 生 (大 (大 39 上 47 日	路 線 名 6 2 号) h 木 屋 6 2 号) h 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号 見 柳 名 高 楓 8 2 号 8 0 号 8 0 号 8 0 号	担当事 名	規制区同 部市 町村字 至 都市 町村字 至 都市 町村字 在 都市 町村字 経路都宇治田原町郷ノロ 一高尾 (育存物、 福知山市大江町天田内 一編知山市天座 原田辺市打田 京丹俊市弥栄町中山 一中津 長岡京布野姫 相来都郷 一本の尾 発酵の収費 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の下	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セナス) 交通量 着台/日 時連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277 222	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	割 基 準	在	(国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (国) 176号 (国) 176号 (国) 1778号 (国) 171号 (国) 171号 (国) 171号 (国) 171号	道路 道路 モニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-11 B-38 0 C-6 ホーカー ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通	図面 対照	路 線 名 6 2 号 治 4 是 6 2 号 治 5 是 6 3 可 東 6 5 号 東 7 5 号 丹 9 号 見 8 2 山 野 蔣 前 0 号 吉 京 丹 波	規制区 担当事 自 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨量 終雨 量 統 雨量 120 155 150 200 100 151 150 150	世 歴 世	在	注 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (所) 生駒精華 (国) 178号 (国) 171号 (所) 月ケ瀬今山 (国) 27号 ※雨量は過去48時間の連載速・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路 道路 ボモニ ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-1 B-3 0 B-2 0 C-6	京都 府	指定 偏 考 道路交通 年度 建断装置 2 篇频
路通行規制基		図面 対照 番号 33 字 34 字 (35 山 36 生 (大 (大 39 上 47 日	路 線 名 6 2 号) h 木 屋 6 2 号) h 木 屋 6 3 号 東 大 江 6 5 号 駒 井 手 7 5 号 丹 後 7 9 号 見 柳 名 高 楓 8 2 号 8 0 号 8 0 号 8 0 号	担当事 名	規制区同 部市 町村字 至 都市 町村字 至 都市 町村字 在 都市 町村字 経路都宇治田原町郷ノロ 一高尾 (育存物、 福知山市大江町天田内 一編知山市天座 原田辺市打田 京丹俊市弥栄町中山 一中津 長岡京布野姫 相来都郷 一本の尾 発酵の収費 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の尾 発酵が変丹波町長野 一本の下	延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	#27セナス) 交通量 着台/日 時連 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277 222	規制基準 通 通 時 量 達 統 雨 量 達 80 100 150 100	割 基 準	在	(国) 307号 (国) 24号 (所) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (国) 176号 (国) 176号 (国) 1778号 (国) 171号 (国) 171号 (国) 171号 (国) 171号	道路 道路 モニ 板 ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-11 B-38 0 C-6 ホーカー ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・	京 都 府 (3 / 4) 前 年 度 通行止実績 指定 備 考 道路交通	図面 対照	路 線 名 6 2 号 治 4 是 6 2 号 治 5 是 6 3 可 東 6 5 号 東 7 5 号 丹 9 号 見 8 2 山 野 蔣 前 0 号 吉 京 丹 波	規制区 担当事 自 都市 町村字	問 延長 (km) 2.3 2.0 6.3 0.3 1.8 4.0	(H27セ/オス) 交通量 台/日 6,040 1,137 64 1,226 774 2,277	規制 基準値(m) 通行 注意 通行 時間 雨量 時間 雨量 終雨 量 統 雨量 120 155 150 200 100 151 150 150	世 歴 世	在	注 回 路 (国) 307号 (国) 24号 (府) 木津信楽 (国) 175号 (国) 176号 (所) 生駒精華 (国) 178号 (国) 171号 (所) 月ケ瀬今山 (国) 27号 ※雨量は過去48時間の連載速・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路 道路 ボモニ ター A-3 B-2 0 B-2 0 B-2 0 B-1 0 B-3 0 B-2 0 A-1 B-3 0 B-2 0 C-6	京都 府	指定 偏 考 道路交通 年度 建断装置 2 篇频

改定理由	頁											
令和6年度道	79	令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準			令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準							
路通行規制基		道路種別 一般府道 規制区間 (H27セッチス) 規制基準	Contract		都 府(4/ 前 年 度	4)	選絡種別 - 般 府 選 京 都 府 (4./ 4.)					
準へ差し替え		番号 蔣所名 至 郡市 町村字 (km) 台/日 時 間 雨 量 時 間 雨 量 気象等觀測所	-	報 モニ		E 備 考 道路交通 遊斯装置	対					
		連 統 雨 量 連 統 雨 量 連 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 統 雨 量 本 が 雨 重 本 が 雨 ■	<i>t</i> ≥ L B-	2 0	0 0.0 S4	交通観測点 60650 遮断装置 2箇所	40 和 東 井 単 課					
		(1 0 9 号) 中丹西 振知山市東榎原 中丹西 中丹西 - 兵庫県境 (穴裏峠) 3.0 1,715 100 150 上豊富テレメーター(河) 土 砂 崩 落	A- 国) 429号 B-	1 0	0 0.0 S4	60020 5 遮断装置 1 箇所	(1 0 9 号) 福知山市泉便原 42 中丹西 3.0 L.715 上整菓テレメーター5町 (図) 4.2.9号 8-1 0 0 0.0 545 送貯設置 福 和 山 山 荷 康 ~万度忌埃 (大寒時) 159 159 159 159 159 159 159 159 159 159					
		43 中丹東 8.0 1,313 空山テレメーター(河) 土 砂 崩 落	(F) 舞鶴野原港高浜 B- (F) 野原大山 C-	2 0	0 0.0 S5	61690 2 遮斯装置 2 箇所	【 S 5 1 号) 舞鶴布印井~都是 43 中丹東 8.0 L.313 空山テレメーター[何] 生 砂 瀬 47 L作) 算鶴所原表資紙 5-2 0 0 0.0 53 25前数置 2 温度 150 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550					
		(651号) 与謝郡与謝野町大内 落 石(目	国) 176号 国) 312号 B-	2 0	0 0.0 S4	62140 追斯装置 2 箇所	【 6 5 L 号)					
		(654号) 45 月後 3.0 544 小田テレメーター(河)	国) 178号 B-	1 0	0 0.0 S4	62220 9 遮斯装置	【 5 5 4 号) 京丹技布列米町展期					
		(654号) (654号) (70円 (河) 第 石 (国) (国	国) 4 8 2 号 国) 1 7 8 号 B-	2 0	0 0.0 S4	1 箇所 62230 9 遮斯装置	# 迎 平 課 「中山 100 150 土 沙 瀬 郡 (団) 4.82号 1 国					
		井 辺 平 線 ~川久保 80 120 字川テレメーター(河) 土 砂 崩 落 (国 一 般 府 道 計 6 区 間 22.5	国) 4 8 2 号 C- A- B-1		0 0.0	2箇所 遮断装置	# 辺 早 課 ~ 門久保 物 120 平川チレメーター 土 沙 瀬 篠 (屋) 4 8 2 号 C-2 2 屋所 A-L					
		都 道 府 県 道 合 計 2 7 区 間 128.8	C- A-1 B-4	12	5 39.6	10箇所 遮断装置	5 2 7 区 間 125.9					
		(注) 通行規制対象而	□ C−1 量は過去48時間の連続降雨量を 4時間以内の中断は連続降雨量	70 元寸。	0.0	48箇所	□ 瀬行際教育時間を通過を呼吸の連続を記載しています。 「国」瀬行際教育権は通生の呼吸の連続を記載しています。 連続を発育を一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
			▼可向がTOTT回江建町中日皇型式をA、手動以外の路側式をB		をCとして計上する。		通過で表現を、「中間のシリリテザリの通信でできな。」という。 通路情報表で「予盟がた。・平期リテの政権がため、平期の路線からとして計上する。					
令和6年度道	80	会和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準					<u> </u>					
路通行規制基		道路種別 — 般 国 道 規 制 区 関 (H27ゼッキス)	100	1 1	都 府 (1/3 前 年 度)	道路種別 一 般 国 道 京 都 府 (1/3) 前 年 度 前 年 度					
準へ差し替え		図面	1 1	道路 道路 ji 情報 モニ 版 ター 回	通行止実績 指定 数 延時間 年度	道路交通	図面					
		1-1 1 7 5 号 中丹西 福知山市牧 6.7 13,572 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 振知山市大江町上野	(A-4 0	0.0 H17	11150 遮断装置 3 箇所	1-1 1 7 5 号 中丹属 編知山市牧 6.7 13,572 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 A-4 0 0 0.0 H17 運輸業限 3 箇所 2 水 A-4 0 0 0.0 H17 運輸業限					
		1-2 1 7 5 号 中丹東 東鶴市八田 14.9 4,749 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水		A-4 2 C-2	0.0 H17	11180 遮断装置 9 箇所	1-2 1 7 5 号 中丹東 4,749 第面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 A-4 2 0 0.0 H17 運輸装置 2 9 箇所 C-2 C-2					
		「		A-1 0	0 0.0 H17	11200 遮断装置 1 箇所	11:200 1-3 1 7 5 号 中丹東 1.7 16,136 路面足水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 遅 水 A-1 0 0 0.0 H17 遮断装置 18所 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		11 7 6 号 丹 後 非都 与謝野町石川 2.0 21,884 路面混水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 径 水 与北部 与謝野町石川 中子東 東静山市 旧	(府) 宮津養父	A-1 0	0 0.0 H24	11260	11 1 7 6 号 丹 後 展館与謝野町石川 2.0 21,884 新面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 辺 水 (府) 宮津美父 A-1 0 0 0.0 H24 11260 中丹東 南庭市人田					
		2 1 7 8 9 月 後 5.1 7,042 路面遅水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 遅 水 指来都 近瀬町 笠置 担本客が差剛す笠置		A-1 0	0 0.0 H17	11330	2 1 7 8 号 升 後 済命市市浦 5.1 7,042 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 A-1 0 0 0.0 H17 11330					
		10 1 6 3 9 山城南 相楽部生展町有市 3.0 9,365 路面足木が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 足 水 次升後市安全町里部		A-2 0	0 0.0 H18	11040	10 1 6 3 号 山坡南 地球 日本部 上 三					
		12 4 8 2 号 丹 後 次月後市弥栄町里部 1.0 5,937 路面送水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 足 水	((府) 間人大宮	A-2 0	0 0.0 H24	12180	12 4 8 2 号 丹 後 1.0 5.937 路面遅水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 遅 水 (府) 関人大宮 A-2 0 0 0 0.0 H24 12180 121					
		国 道 計 7 区 間 34.4 (注) 道路情報板で門型式をA.手動以	外の路側式をB、手動の路側:	N-15 2 C-2 式をCとして計	0 0.0 t上する。		国 道 計 7 区 関 34.4					
		上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施					上記路線のほか、国達176号の一部についても通行規制を実施					
令和6年度道 路通行規制基	81	<u>今和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</u> 道路種別 主 要 地 方 道		会和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 道路種別 主 要 地 方 道 京 都 府(2/3)								
準へ差し替え		規 制 区 間 (H27セナス) 図面 担当事	17	道路 道路 迫	前 年 度 通行止実績 指定	備考	短					
年、左し首ん		対照 路 線 名 自 都市 町村字 延長 危険内容 番号 都市 町村字 (km) 台/日 (通 行 止)		情報 モニ 版 ター 回	数 延時間 年度		対照 路 線 名 自 都市 町村字 延長 参号					
		(10号) 長周京市太原周5丁目 20 大山 崎 大 枝 梯 大山 崎 大 枝 様 長周京市太原川原 (10号) 13,172 路面浸水深が15cmに達したとき 援 水	(府)西京高機 (府)開田長岡京停車場 (府)奥海印寺納所	B-2 0	0 0.0 H25	交通観測点 40420 逐斯装置2箇所 40410	20 大 山 崎 大 枝 瀬 長岡京市英剛用区 0.1 13,172 路面記水径が15 cmに達したとき 冠 水 (符) 開田長岡京停車場 B-2 0 0 0.0 H25 40420 大 山 崎 大 枝 瀬 長岡京市英剛用原 (1 0 0 号) 長岡京市両半子工目 ((情) 集衛日寺納所 40410					
		25 人 助 所 大 枝 線	(府)下植野長岡京 (府) 城陽宇治	B-2 0	0 0.0 H26	遮断装置 2箇所	25 人 山 崎 大 枝 綿 月 原介 下間 子原二地下連) 0.3 7,054 路前記水深が15 cmに達したとき 足 水 (所)下値野長同京 B-2 0 0 0.0 H26 運新装置 (1 5 号) 字治市寺山 (所) 城陽宇治 (所) 城陽宇治 (所) 城陽宇治 (元)					
		26 宇 治 庭 錦 宇治市寺山 0.3 野面冠水深が15cmに達したとき 冠 水 (2 5 号) 網升市園画町和岡	((府)字治淀	B-2 0	0 0.0 H29	遮断装置 2 箇所	26 山城北 山城北 野面送水径が15cmに達したとき 送 水 (府) 宇治淀 B-2 0 0 0 0.0 129 遮断装置 2 箇所 (2 5 号) 両升市園部町転回 0.3					
		21 有 丹 (J K部同駅を削) 0.1 3,041 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 足 水 (4 9 分) 京丹後市入美法町裏野		なし 0	0 0.0 H24		21					
		22 人 英 所 漆 宮 浦 明 線 所後 0.8 1,717 路面送水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 (5 5 号) 中丹東 舞鶴市上東 1,324		なし 0 A-1	0 0.0 H24	41610~41650	22 丹後 久美 浜 湊 宮 浦 明 報 京丹後市久東浜町鹿野 0.8 1.717 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 豆 水 なし 0 0 0.0 124 41350 1					
		3 中月酉 第 額 短 4 額 額 5 (7 7 6 (7 7 7 (8) 6 (8) 7 (8) 8 (8) 8 (8) 9 (8) 10		B-2 2	0 0.0 H17	2 1 箇所	3 中子暦 25.7 ~3.381 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 ② 水 B-2 2 0 0.0 日17 迷断疾避 2 1 箇所					
		23 中月東 (川糸アンダーパス) 0.3 6.361 路面浸水深が1.5 cmに達したとき 径 水 後 部 イ ン タ ー 機 機能市川糸町 (7 9 号) 長岡京市場報 2.4 (七反田地下道) 0.4 12.754 路面浸水深が1.5 cmに達したとき 径 水 (七反田地下道) 2.4 12.754 路面浸水深が1.5 cmに達したとき 径 水	(四) 西京高報 [高芒制原在] (四) 171号	B-2 0	0 0.0 H24	42510	綾 部 イ ン タ ー 線					
		24 (北反照地下道) 0.4 12,754 路面冠水探が15 cmに達したとき 冠 水	(図) 171号 (市) 向日町存在場 (市) 上久会石北上里	A-1 3-12 2	0 0.0 H24 0 0.0	遮断装置 2 箇所	24 乙 原 (七反用地下道) 0.4 12,754 路面対水段が15 cmに接したとき 过 水 (回) ATRENDAR B-2 0 0 0.0 124 高数数据 仕 見 柳 谷 高 機 着 長岡京市房場二丁目 長田京市房場二丁目 A-1 2 箇所 主 要 地 方 道 計 8 区 同 28.0 B-12 2 0 0 0.0					
		主 要 地 万 連 計 8 区 同 28.0 上記路線のほか、綾部大正宮線線、老高西舞鶴線、舞鶴宮線線の一部についても通行規制を実施	外の路側式をB、手動の路側	式をCとして計			土 米 地 カ 地 町 8 L 同 22.0 (注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。 上記路線のほか、接張大江宮海線、海路宮海線の一部についても通行規制を実施					

改定理由	頁								
令和6年度道	82	<u>今和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</u>	会和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準						
路通行規制基準へ差し替え		道路種別 中 図面 規制区間 財用 財産 財用 財産 財用 財産 財産 大田 財産 日本 大田 日本 大田 </th <th> 遊路種別</th>	遊路種別						
		番号 務所名 至 郎市 町村字 (han) 台/日 (通 行 止) 版 ター 回数 延時間 年度 道斯装置 (2 0 2 号) 内日市森本町 (利用地下道) 0.3 13.852 附面冠水深が15cmに達したとき 足 水(同用地下道) B-2 0 0 0.0 旧24 (金剛副点 60000)	番号 務所名 至 都市 町村字 (ba) 台/日 (通 行 止) 版 ター 回数 延時間 年度 遊断装置 (2 0 2 号) 向日市森本町 (前田地下連) 0.3 13,852 路面冠水深が15cmに達したとき 丑 水(c) msnm (s) cm (c) msnm (
			伏 見 向 日 課 同日商森本町						
		(2 0 4 分) 長岡京市暦千二丁目 10.110 11.748 勝面冠永深が 1.5 cmに達したとき 混 ポーポニュニュー 10.110 12.748 勝面冠永深が 1.5 cmに達したとき 混 ポーポニュニュー 10.110 12.748 13.748	志 水 西 向 日 停 車 編 様 向日市上観野町 2 箇所 (2 0 4 号) 長河攻市調子二丁目 ス 財 (高子地下道) 東 海 印 寺 前 所 務 長河攻市調子二丁目 大田東海町三丁目 大田東海町三丁目 大田東海町三丁目 大田東海町三丁田 大田東海町三丁田 大田東海町三田 大田東海町三田 大田東海町三田 大田東市 大田東海町三田 大田東海町三田						
		数 務 印 亨 納 所 雑 長岡京市暦子三丁目 2 箇所 (4 9 3 9) 協助山市大江田河守 0.1 445 路面冠水流が15 cmに達したとき 冠 水 なし 1 1 13.1 H26 61390 国 聚 察 原 維 協助山市大江町河守	「						
		(5 7 1 号) 舞鶴市中山 4-1 日 神 崎 上 東 線 舞鶴市上東 3.0 4.939 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 足 水 なし 0 0 0.0 旧17 運新装置 1 箇所 1 箇所	4-1 中						
		(5 6 9 号) 舞鶴市水剛 5 度 度 序 本 場 発 電動市中山 1.0 540 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 湿 水 なし 0 0 0.0 H17 遮断袋屋 東 度 序 本 場 発 電動市中山 1.0 540 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 湿 水 なし 0 0 0.0 H17 遮断袋屋	5 (5 6 9 号) 中丹東 東 雲 修 本 揚 兼 推動市中山 (5 7 1 号) 舞動市計工						
		(5 7 1 分) 舞鶴市油圧 4-2 西 神 麻 上 東 編 舞橋市水園 3.9 5,307 路面記水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 選 水 なし 1 0 0.0 田7 遊飯所優 (6 7 3 分) 次升後市場野町下岡 (67)店舗網野	4-2 中丹東 3.9 5,307 踏面団水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 なし 1 0 0.0 H17 遮断装置 四 井 純 上 東 被 再越市太同 「6 7 3 号) 京丹後市湖野町下同 (府) 浜店湖野 (府) 浜店湖野						
		33 丹 後 1.3 5.885 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 足 水 (図) 1.7.8.9 (Z) 1.7.	33 丹 後 次 月 下 同 線 京丹後市網野町網野 1.3 5,885 路面団水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 冠 水 なし 0 0 0.0 H24 62500 (国) 1 7 8 号						
		一 般 府 道 計 8 区 間 10.2 B-6 2 1 13.1 A-1	一 般 府 道 計 8 区 間 10.2 B-6 2 1 13.1 A-1						
		都 道 府 県 道 合 計 1 6 区 間 38.2 28-18 4 1 13.1 13.1 (注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。 上記路線のほか、管巻牧線、私市大江線、西坂都原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内容地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車編纂の一部についても過行規制を実施	都 道 府 県 道 合 計 1 6 区 間 38.2 B-18 4 1 13.1 (注) 運路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。 上記路線のほか、答巻枚線、私市大江線、西坂蓼原線、二俣三河線、綾部大江線、全河内地頭線、内宮地頭線、西方今同田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施						
			·						